

第331回山形県内水面漁場管理委員会 議事録

1 日 時 令和4年7月14日(木) 13時30分～

2 場 所 県庁10階 1001会議室

3 出席者

会長 國方敬司		
会長代理 島軒治夫		
委員 鈴木春男	大場一昭	五十嵐秀樹
鈴木正	津藤真知子	今野亘

4 臨席者

山形県内水面漁業協同組合連合会	参事	桂和彦
山形県農林水産部水産振興課	課長補佐 (水産業成長産業化)	板本健児
山形県内水面水産研究所	所長	本登渉
山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課	課長	加賀山祐

5 事務局

山形県内水面漁場管理委員会 事務局	事務局長	佐藤年彦
〃	事務局次長	小佐野利彦
〃	書記	渡邊洋子
〃	書記	伊澤幸太郎
〃	書記	工藤充弘

6 開会・会長あいさつ

事務局次長 (小佐野補佐)	<p>定刻になりましたので、第331回山形県内水面漁場管理委員会を開会いたします。</p> <p>本日は、高橋委員、山口委員を除く8名の委員のご出席をいただいております。山形県内水面漁業管理委員会規程第7条に定める定足数を満たしていることを報告します。</p> <p>はじめに、國方会長からごあいさつをいただきたいと思います。</p>
会長	<p>本日はお忙しい中、第331回山形県内水面漁業管理委員会にご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>今年も、あゆ釣りのシーズンがやって参りました。7月1日小国川漁協や</p>

	<p>丹生川漁協など、10の漁協管内で解禁されたのを皮切りに、明日15日には県内全域で解禁となる予定であります。気になる釣果の方ですが、解禁初日は内陸部では、大雨の影響もあって、残念ながらあまり良くないようでありましたが、雨の影響が少なかった、庄内地域の小規模河川においては、まずまずだったとお聞きしているところであります。</p> <p>また、今年度は天然あゆの遡上については、県の調査では平年よりも少ない状況ということでございましたが、中間育成事業は大変順調に進み、質のよい十分な量の稚あゆを購入できたと伺っております。</p> <p>シーズンはまだ始まったばかりですので、今後の釣果向上に期待したいところであります。天候に恵まれ、県内外からの釣り客でさらに賑わうことを期待しております。</p> <p>なお、本日ですが、第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可について審議を行う予定であります。</p> <p>議事進行について、ご協力の程よろしくお願いいたします。</p>
7 議事録署名委員の選出	
議長	では次第に従いまして、私から議事録署名委員を指名させていただいてもよろしいでしょうか。
委員	(異議なしの声)
議長	それでは、第331回委員会の議事録署名委員は、五十嵐委員と津藤委員にお願いします。
8 報告事項	
	【報告事項1】
議長	<p>次第の「3 報告事項」です。</p> <p>報告事項1は「令和4年度水産振興課予算（内水面漁業に係るもの）」についてです。水産振興課から説明をお願いします。</p>
水産振興課 (板本補佐)	<p style="text-align: center;">《資料に基づき説明》</p> <p>内水面に係る水産振興課の令和4年度予算につきまして、御説明させていただきます。</p> <p>(1) 沿岸漁業振興費の中に、担い手関係の予算がございます。次世代水産人材創出支援事業費で、約4,000万円の事業費でございます。こちら今まで、海面の漁業者を対象とした事業でしたが、今年度から内水面関係も対象とした事業としております。この事業では、まずはきっかけづくりとして、PR関係、動画の配信ですとか、あとは漁業スタイルの紹介、アルバイト体</p>

験とか、最初にきっかけを作って、それから準備研修へと移行する、ということ想定しております。また移住定住を伴う場合は、家賃補助ですとか、独立後の所得補償ということで、年間150万円の支援も行うことができます。このように、海面・内水面共に、担い手育成をやっていこうというのが今年度の事業であります。

続きまして、(2) 栽培漁業振興費についてですが、水産多面的機能発揮対策推進事業は、海や川の環境保全、あるいは機能強化を市民活動の形で進めていく事業になります。今年度の内水面の保全活動としては、寒河江市の「清流寒河江川再生プロジェクト」が盛り込まれております。

続きまして、(3) 内水面漁業振興費になります。②魚類生息環境保全対策事業費中の「川と海の環境保全支援事業」ですが、これまでは、市町村総合交付金の形で、市町村に対し、放流事業をする場合の一部を県の方で補填しますという形でしたが、放流事業に合わせて、放流効果を向上させる取り組みも実施するように縛りをつけたものです。「ふるさと川海資源造成事業」は従来の事業になり、これまで通りの補助率4分の1となっています。

B) 放流効果向上対策費ということで、市町村が放流事業と合わせて実施する放流効果向上対策の支援ということで、県の方で2分の1を補助します。

続きまして、③サケ・マス振興事業費になります。サクラマスの資源調査ですとか、さけ稚魚の買い上げの事業費になっております。また、内水面養殖業の振興に必要なニジサクラの魚病対策、PR事業の経費が拡充されております。

続きまして、(4) の水産物総合対策事業費になります。県の水産振興条例、水産振興計画を補完する事業で、漁業者・養殖業者のチャレンジを支援していきましようという事業となります。予算規模としましては約2,500万円を計上しております。今年度は、17件の申請が来ております。

続きまして、水産試験場費で、(1) の内水面水産研究所の管理費管理運営費、これは従前通りとなっています。(2) の試験研究費ですけれども、内水面の研究関係として、7課題が計上されております。新しいところとしまして、今年度より、河川中流域の栄養塩濃度があゆに及ぼす影響の評価が入っております。また、試験研究費以外、地球温暖化関係の予算ですとか、若手研究者の育成ということで、若手チャレンジ事業というのがございまして、それぞれ1課題ずつ、実施する予定になっております。地球温暖化関係につきましては、置賜白川におけるダム湖産あゆ資源の造成に関する調査、若手チャレンジにつきましては、飼料用米を給餌した高脂質鯉の特性評価ということで、以上、9課題を実施する中身になっております。

議長

ただいま水産振興課から説明がありましたことについて、御意見、御質問等はありませんか。

津藤委員	次世代水産人材創出支援事業費に4,000万円が充てられていますが、この事業は、毎年利用されていくものなのでしょうか。
水産振興課 (板本補佐)	内水面につきましては今年度からということで、まず体制づくりから始める予定ですが、毎年利用される見込みのものになります。
議長	ほかにありませんか。ないようでしたら、次に移ります。
	【報告事項2】
議長	報告事項2は「令和4年度全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会について」です。事務局から説明をお願いします。
事務局 (渡邊書記)	<p>《資料に基づき説明》</p> <p>令和4年度全国内水面漁場管理委員会連合会（以下「全内漁管連」）の通常総会について報告いたします。令和4年度の全内漁管連の通常総会につきましては、5月27日に開催を予定されていましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、6月15日に書面により開催されました。</p> <p>資料1ページに会議録を載せております。全議案について、原案通り承認されました。資料の2ページ以降に、通常総会の資料から議事部分を抜粋して載せております。</p> <p>資料の2・3ページは、全内漁管連会則の一部改正についてです。改正内容は、令和4年度から負担金を減額するという内容で、新型コロナウイルス感染症の拡大により、総会等の書面開催ですとか、中止が相次いだことで、繰越金は大幅に増大しているということから、負担金を減額し、繰越金の消化を図るというものです。これまで年額13万円の負担金だったところ、令和4年度から3万円減額し、10万円とすることとなりました。</p> <p>4ページから、令和3年度の事業報告書、それから収支決算書を載せております。</p> <p>資料の9ページからは、令和4年度の事業計画者及び収支予算書です。案となっておりますが、案の通り承認されております。</p> <p>細かな説明の方は省略させていただきますが、13ページから、第3号議案の令和4年度の提案書についてです。これは内水面における重要課題について、全内漁管連から関係省庁へ提言するものです。昨年度に実態把握のアンケート、各ブロック協議会での協議、漁場管理対策検討会での検討、役員会での審議が行われ、作成された提案書の案となります。項目としましては、昨年度と同様、外来魚対策について、魚病対策について、鳥類による食害対策について、河川湖沼環境の保全及び啓発について、放射性物質による汚染対策について、ウナギの資源回復について、内水面漁場管理委員会制度についての、大きく7項目となっております。アンダーラインが引かれている箇所が昨年度からの変更点となります。</p>

	資料の23ページ目が、役員名簿となります。第21期の役員として、本県委員会の國方会長が理事となっておりまして、24ページの通り、漁場管理対策検討会の委員となっております。報告は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありましたことについて、御意見、御質問等はありませんか。
	(質疑なし)
議長	ないようでしたら、次に移ります。
	【報告事項3】
議長	報告事項3は「区画漁業権に係る資源管理の状況等の報告について」です。水産振興課から説明をお願いします。
水産振興課 (伊澤主査)	<p>《資料に基づき説明》</p> <p>区画漁業権に係る資源管理の状況等の報告について報告をさせていただきます。資料25ページから36ページが該当の箇所となります。また、本日、区画第3号の令和2年分の資源管理の状況等に係る報告書について、追加配付をさせていただきます。</p> <p>資料25ページをご覧ください。</p> <p>令和2年度の漁業法改正により、漁業権を有する者は、当該漁業権に関わる漁場を適切かつ有効に活用する責務を有するとともに、1年に1回以上、漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用状況等を知事に報告しなければならないこととなっています。知事は報告を受け、漁業権の活用状況を把握するとともに、内水面漁場管理委員会に対して必要な報告をすることとなっています。そして、漁業権者が漁場を適切に使用・利用しないことにより、他の漁業者の生産活動に支障を及ぼし、環境の悪化を引き起こしている時や、合理的な理由がないにもかかわらず、漁場の一部を活用していないときは、知事は、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、当該漁業権者に対して、漁場の適切かつ有効な活用を図るために必要な措置を講ずることを指導することになっています。</p> <p>このたび、各区画漁業権者からの令和3年分の資源管理の状況等の報告が完了しましたので、知事の意見を付して、報告をさせていただきます。</p> <p>資料27ページをお開きください。内区第1号の漁業権者からの報告です。報告内容の骨子としては、コイの養殖に漁場を活用しているものであり、概ね適正と認められるものとなっております。</p> <p>続いて、資料28ページをご覧ください。内区第2号の漁業権者からの報告です。じゅんさい養殖業として、漁場を活用しており、概ね適切に活用がなされていると認められるものとなっています。</p> <p>続きまして、資料29ページをお開きください。内区第3号の区画漁業権者</p>

です。併せて、本日配付いたしました令和2年分の報告もご覧いただければと思います。内区第3号の区画漁業権者ですが、令和2年及び令和3年は、操業をしていない状況でした。コイの養殖を目的としていますが、コイの調達ができなかったことや、カワウへの対策がうまくいかないということ、操業がない理由として挙げています。この、内区第3号の漁業権者は、令和2年の報告のみでは、意見を付して、委員会へ報告できる状況ではなかったことから、継続して状況を確認させていただき、令和3年12月の委員会では申し上げておりましたので、今回の委員会にて、令和2年分と令和3年分を合わせて報告をさせていただきたいと思います。令和3年分の報告書をご覧ください。令和3年分報告書の下の方ですけれども、今後の見込みの部分で、令和4年4月から操業を再開予定という記載がありました。このことを踏まえて、令和4年7月1日に水産振興課で、区画漁業権者の方と面談の上、漁場を確認して参りました。その結果、令和3年の報告書に記載の通り、操業の再開を確認できました。具体的には、令和4年4月にコイを、合計35キロ購入の上、養魚を再開されているということでした。また、7月からは、コイへの給餌も開始したと伺っています。このような状況であったことから、漁場の適切な活用の再開が確認でき、漁業法第91条第1項各号の「指導する場合」には該当しないものと認めるものになっています。

続きまして、資料30ページの内区第4号の報告になります。31ページには、休業届も載せております。内区第4号の漁業権者ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大のため、操業の規模を縮小して、ハウスの中でのみ養殖をしているような状況とのこと。ハウスの中というのは、授業権の漁場の対象外となりますので、漁業権漁場での操業は中止している状況です。聞き取り調査によりますと、新型コロナウイルス感染症の影響で、イベントの中止ですとか、注文のキャンセルがあったほか、漁業権者自身が腰を痛めてしまったなどの理由があって、令和2年以降、川での養殖はしていないということ。31ページの通り、休業届が提出されておりますので、漁業法第91条第1項各号に該当して、指導する場合には該当しないと認める内容となっております。

続きまして、資料32ページをご覧ください。内区第5号の報告となっております。こちらの漁業権者は、コイの養殖に漁場を活用しており、報告事項について概ね適正と認められるものとなっております。

続きまして、資料33ページをご覧ください。内区第6号の漁業権者からの報告です。こちらの漁業権者ですが、放流するコイを死なせてしまったということから、令和2年、令和3年と、養殖を行っていない状況が継続しています。令和3年においては、休業に対してその合理的な理由を見出すことが難しいものではありますけれども、令和4年分の休業届の提出があったということから、漁業法第91条第1項各号に該当して指導する場合には、該当しないものと、認めるものとなっております。なお、休業要件の方にも記載がご

	<p>ざいすけども、漁業権漁場のため池につきまして、令和5年以降、耐震工事の予定があることから、今後、休業することが考えられますので、その際には、休業届を改めて出していただくこととなります。</p> <p>最後の内区第7号の漁業権者からの報告です。資料35ページをご覧ください。こちらの漁業権者からは、カワウの被害等により養殖をできない状況が報告されております。操業ができない理由としては合理的な理由があったと判断され、また次のページの休業届の提出もあったことから、漁業法第91条第1項各号に該当して指導するような場合にはないと認めるものとなっています。</p> <p>以上ご覧いただきました通り、内区第1号、2号、5号の漁業権者につきましては、漁場を活用しており、概ね適正と認められます。</p> <p>内区4号、6号、7号の漁業権者につきましては、漁場を活用していない状況が見受けられましたが、休業届の提出、もしくは合理的な理由があったことから、漁業法第91条第1項各号に規定する指導の必要はないと認めるものです。</p> <p>内区第3号の漁業権者につきましては、漁場を活用していない状況が同じく見受けられましたが、令和4年度から操業を再開したと認められる状況にありましたので、法第91条第1項各号に規定する指導は必要ないものと認めるものとなっています。</p>
議長	<p>ただいま、水産振興課から説明がありましたことについて、御意見、御質問等はありませんか。</p>
島軒会長代理	<p>カワウについてですが、銃器による駆除を続けると段々と他所へ移ってしまいます。私の管内では、水窪ダムに営巣地があったのですが、銃器の駆除を毎年実施したら、川西町の方に分散して営巣地を作ってしまった。川西町の方は、営巣地が住宅地にあるので、銃器による駆除ができず、正直かなり困っている状況です。</p>
議長	<p>その他、いかがでしょうか。</p>
会長	<p>内区第6号の漁業権者ですが、漁場が工事で利用できず、養殖事業が難しい状況ということですが、よろしいでしょうか。</p>
水産振興課 (伊澤主査)	<p>そちらの理由は、令和5年からの理由になります。</p>
会長	<p>令和5年からは、漁場の堤防工事のため、養殖事業が難しい状況になってしまうと判断していいわけですね。</p>
水産振興課 (伊澤主査)	<p>はい。</p>

会長	わかりました。
大場委員	<p>先ほどカワウの話がありましたが、各内水面漁協でも大変困っていて、購入した稚魚が相当食われてしまうなど、大きな被害が出ています。対策を内水連の方でも一生懸命やっているのですが、カワウの繁殖力は相当強くて、なかなか減らない状況です。</p> <p>こういった状況について、内水連の桂参事から、改めてお話をいただけないでしょうか。</p>
内水連 (桂参事)	<p>皆さん御存知のように、カワウによる被害は非常に大きく、放流した魚が食べられてしまう、という状況で、色々な対策がなされています。</p> <p>一つ目は、営巣地、ねぐらで小規模のものは、見つけたらすぐに銃器で駆除する、もしくは木を切り倒し、そこにいなくさせてしまう。そうしてカワウを、今よりも大きな営巣地に移してしまうということがあります。</p> <p>二つ目は、より大きな営巣地になると、先ほど島軒委員からもありましたように、そこを潰してしまうと、1つの営巣地が2つ3つと分散してしまうので、そういった大きな営巣地はそのまま残し、繁殖抑制、個体数管理という形で対処します。そこにいる親は、ずっとそこで繁殖しますが、カワウも高齢になると、死んでいだけなので、そこからヒナを絶対に飛び立たせないという形で、数を徐々に減らしていくという方法があります。</p> <p>最後に、これは一時的な方法ですが、あゆの産卵場だとか、放流直後のあゆがまだ群れている頃、カワウを花火で追い払うという方法もあります。</p> <p>この三つの方法で対策をやっているところです。</p> <p>内水連では、カワウ対策について、国や県からの補助を受けながら、着実に進めているところですが、山形県内で確認されるカワウの数は、今のところ大体横ばいです。秋、あゆの産卵期になると、どこからともなく集まってきて、大体2,400～2,500羽の状況です。</p> <p>今問題なのは養殖業者の被害ですが、実はサケのふ化場でも、カワウに限らずサギ、カモ等が来て、鳥害が非常に酷い状況になっています。</p> <p>養殖業者は、その水域がそれほど大きくはないので、県や国の補助はなかなか使えない状況です。養殖業者向けの鳥害対策の支援を県の方で何とかしてあげないと、現状の連合会向けの補助では、対処できない状況にあります。</p>
会長	<p>カワウの被害は、本当に全国的な問題で、関係者の皆さまが色々と努力しているのですが、どこの県も非常に苦しんでいるのが現状です。より一層カワウについて、全国挙げてどういうふうに対処すればいいか、検討していただきたいといと考えています。</p>
議長	<p>ほかに御意見、御質問等ありませんか。ないようでしたら、次に移ります。</p>

	【報告事項4】
議長	報告事項4は「内水面漁場計画の作成について」です。水産振興課から説明をお願いします。
水産振興課 (渡邊主査)	<p style="text-align: center;">《資料に基づき説明》</p> <p>内水面漁場計画の作成について説明いたします。資料が37ページからとなっておりますが、本日、37、38ページにつきまして、差し替えの資料を配付させていただきました。</p> <p>内水面の漁業権については、令和5年度の令和6年1月1日に共同漁業権及び区画漁業権の免許切り換えを迎えることとなっております。知事は、漁業権の免許を行うに先立って漁場計画案を作成することとなっております。</p> <p>本日差し替えでお配りした37ページですが、水産庁の長官通知の「海区漁場計画の作成等について」の一部抜粋です。この通知は漁業権の次期一斉切り替えに向けて、留意すべき点がまとめられたものとなっておりますので、この通知から一部抜粋して載せております。この通知は、前回の一斉切り換えの時、平成24年にも同じような通知がされておりますが、そこから、令和2年に漁業法が改正になりましたので、いろいろ変更になったところもございます。</p> <p>37ページの上の海区漁場計画の要件というところですが、都道府県知事は、その管轄に属する海面について、5年ごとに海区漁場計画を、その管轄する内水面について、5年ごとに内水面漁場計画を定めるものとされています。こちらは漁業法の改正により、変更となった部分となります。共同漁業権の免許の期間は10年間、区画漁業権は5年間ということで、免許の期間はこれまでと変更ないのですけれども、免許の内容である漁場計画については、5年ごとに作成をするということになりました。</p> <p>37ページの下の方ですが、委員会との関係について書かれている部分を抜粋しております。こちら、今までの考え方については大きく変更ございません。内水面漁場管理委員会との緊密な連絡のもとに、漁場計画を作成すべきということになっております。</p> <p>あとは、アンダーラインを引いているところですが、委員会の議事録について公表しなければならないということが追加で記載されております。</p> <p>資料38-1、38-2のページの方に移ります。こちらは、通知の中の第五種共同漁業権についての留意事項を載せております。資料38-1ページの方ですが、(7)第五種共同漁業についての②のところですが、増殖の定義が記載されております。こちらは、平成24年の通知に言葉が加えられたり、例示が加えられたりはしておりますが、根本的な考えとしては変わっておりません。積極的な人為的行為が含まれまして、消極的行為は含まれないということで、従前通りの内容となっております。</p>

下の方に行きまして、⑤の2のところ、毎年度の目標増殖量等ということで、委員会が、毎年その年度の目標増殖量等を各漁業権者に示すということで、こちらもこれまで通りの内容となります。

追記された部分としましては、次のページの上の方になりますが、アンダーライン引いております、目標増殖量等を増殖行為にかける金額に置き換えて示すことも検討するということが追記されました。また、上から5行目の「一方」というところですけども、震災の特例のところには豪雨等の天災が追記されました。こちらは水産庁の説明によりますと、天災・災害によって増殖行為を行いたいけれども、どうしても行うことができない場合の特例として、追記されたということです。

続きまして、39ページをご覧ください。39ページは、漁業権免許切替までのスケジュールとなっております。昨年12月の委員会でも一度このようなスケジュールでお示ししたのですが、そのときのものから区画漁業権のスケジュールが若干変更となっております。第五種共同漁業権と区画漁業権は、前回の計画切替のときには別々のスケジュールで免許切替の手続きをしておりました。それで、平成2年に改正された漁業法では、先ほどの通知にもあったのですが、管轄する内水面について、内水面漁場計画を定めるということで、共同漁業権と区画漁業権を一つの計画として定めることとなりました。ただスケジュールとしましては、共同漁業権の方は、各漁協の総会などのスケジュールも踏まえて早目に進める必要がありますので、先に共同漁業権の内容を盛り込んだ、内水面漁業計画を作成しまして、令和5年3月には公示したいと思っておりますが、その後、区画漁業権の内容を追加するという計画変更の手続きをすることで予定しております。

共同漁業権につきましては、各漁協より漁業権の免許に係る要望等の実態調査報告書を提出していただいております、このスケジュールからは少し遅れているのですが、来週から、各漁協からの聴き取り調査を予定しております。各漁協からの聴き取り調査も踏まえまして、内水面漁場計画の素案を作成し、パブリック・コメントにより、意見を募集しまして、内水面漁場計画の案を作成します。案については、12月に委員会へ諮問をしまして、1月に公聴会を開催予定です。

公聴会は前回ですと、庄内、最上、置賜の各総合支庁それから県庁の4ヶ所で開催していたようでして、今回も同じような形で開催を考えております。そして、3月に委員会より答申いただいたら、内水面漁場計画を作成・公示する予定です。区画漁業権については、今年度漁業権免許事業者からの聞き取り調査などを実施しまして、来年度において漁場計画の変更に係る委員会への諮問、公聴会の開催、漁場計画の公示等の手続きを行う予定です。

次に、資料41ページをご覧ください。現在、内水面漁場計画の素案を作成する準備を進めているところですが、月光川の漁場の区域について、河口部

分を緯度経度表記するというので、検討しております。表記の案としては、41ページの上の四角の中に記載していますが、現行の表記では、河口から上流の月光川となっている「河口」の部分につきまして、括弧書きで、緯度経度を明記する、というふうに考えております。43ページの方に、河口の図をのせております。緯度経度表記をすることとした経緯ですけれども、水産庁の通知にあります通り、次の漁業権の切り換えにおいて、海面における漁業権の漁場の区域は、緯度経度表記することで進めております。内水面における漁業権の漁場の区域は、実態に応じて柔軟に対応することとして差し支えないとされておりますが、遊漁者から、川と海、河川と海面の境界に関する問い合わせも時々ありますので、緯度経度表記が可能な河口については、緯度経度表記を行って、内水面と海面の境界を明確にすることを検討しております。なお、すべての河口において、緯度経度表記することが望ましいとは思われるのですが、今回の漁業権切替時には、問い合わせが多い河口で、実際に調整が可能なところということで、月光川について緯度経度表記を行うことで考えております。やはり河川によっては、河口付近が砂の堆積で変化するのでなかなか難しいという状況もあるところです。

それから、(2)の関係者との協議の状況です。令和4年2月のところ、河川管理者と打ち合わせと書いておりますが、河川管理者は庄内総合支所建設部長となっております。打ち合わせにつきましては、行政許可を担当している庄内総合支所建設総務課、それから河川工事の担当である庄内総合支所河川砂防課と打ち合わせを行っております。

このほか、漁業権者の月光川養漁協、それから、海面の漁業者ということで、酒田・吹浦地区の漁業者、県漁協等関係者へ説明をしまして、この案で、月光川河口を緯度経度表記で進めるということについて、了解を得ております。

今後、内水面漁場計画の素案ができましたら、パブリック・コメントにより、利害関係者、それから一般県民からの意見聴取を行います。また、関係者には、内水面漁場計画の案について、文書により協議を行います。

42ページに移ります。(3)で、月光川河口における内水面と海面の境界についてですが、一般的には、河川と海面の境目は河口部の両岸を結ぶ線とされております。しかし、物標で明確に区分されておらず、また河口弧は大きく、形状が変化することもあります。なお、漁業法においては、内水面は海面以外の水面とだけ定義されております。そして、内水面と海面との境界の決定については、河口付近における漁場のように、海面であるか、内水面であるか不明確な場合には、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の意見を聞き、実態に即して、海面または内水面のいずれかで取り扱うかを決定するべきとされておりますので、両委員会の意見を聴き、内水面と海面との境界を決定した上で、漁場区域を緯度経度表記したいと考えております。

	<p>43ページの河口の図ですが、今回緯度経度表記する河口の部分が、青い線のところで考えております。これが河川区域の境界と合わせた場所で考えています。河川区域の明確な緯度経度は公表されていないのですが、庄内総合支庁の建設総務課と河川砂防課立ち会いのもと、確認した位置になります。そして、この青い線の少し上流のところに赤の点線があります。これが何の線かという、河川と海面の境目は、「河口部の両岸を結ぶ線」というふうに、一般的に説明しますが、遊漁者から問い合わせがあった際に、目安としてこれまで伝えていた位置が赤の点線のところになります。ただ、赤の点線の一番下のところですが、赤の点線から先の南防波堤について立ち入り禁止という扱いになっております。今回は、今まで目安として伝えていたところは赤い点線のところですが、河川管理の区域とも合わせたり、関係者とも調整したりしまして、青い線のところで、境界にしたいと思っております。</p> <p>42ページに戻りまして、(4)に、今後の進め方の案を記載しております。今後、月光川河口の海面・内水面の境界につきまして、海区漁業調整委員会と内水面漁場管理委員会に御意見をお聴きしたいと思っております。そして、内水面漁場計画案を委員会で諮問し、令和5年3月に内水面漁場計画を公示、令和6年1月1日免許の予定です。</p> <p>河口の取り扱いについては、現在は一般的な河川と海面の境目は、河口部の両岸の線を結ぶ線という一般的な扱いですが、緯度経度を今後表記して、はっきりする予定の位置に早い段階から目印として表示することを検討中です。</p> <p>河川ではサケの採捕が禁止になりますし、あとは河川では内水面漁業の遊漁規則に従わなければならないなどの規制もあるわけですが、目安として、予定の位置に目印を表示したとしても、実際に緯度経度標記による境界が有効になるのが、両委員会の意見を聴いて境界に設定して、第五種共同漁業権の免許をした時からになります。</p> <p>このような形で、現在、内水面漁場計画の素案の作成を進めておりますので、進捗状況について報告させていただきました。説明は以上になります。</p>
議長	<p>ただいま水産振興課から説明ありましたことについて、御意見、御質問等ありませんか。特にございませんでしょうか。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議長	<p>ないようですので、次に移ります。</p>
	<p>【報告事項5】</p>
議長	<p>報告事項5は「コイの放流承認について」です。事務局から説明をお願いします。</p>

<p>事務局 (伊澤書記)</p>	<p>《資料に基づき説明》</p> <p>資料44ページをご覧ください。内水面漁場管理委員会では、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、令和4年3月29日付け山形県公報に記載の委員会指示の通り、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面におけるコイの放流を禁止しているところですが、内水面漁場管理委員会が承認した場合は除かれることとされております。今年の4月に、作谷沢漁協からコイの放流承認の申請がありました。</p> <p>この放流につきましては、①放流場所が人工構造物等により、指定水域からコイの侵入が困難であり、②放流水域にすでに生息しているコイについて、これまでコイヘルペスウイルス病が発生しておらず、③放流するコイは、種苗の由来や経歴、飼育記録からコイヘルペスウイルス病の感染履歴がないと考えられ、④かつLAMP法による検査で陰性であることの確認ができております。</p> <p>以上の点を総合的に考慮した上で、山形県内水面漁場管理委員会規程第11条第1項により、会長の専決処分にて、承認しています。</p> <p>以上、専決処分についての報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありましたことについて、御意見、御質問等はありませんか。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
<p>議長</p>	<p>ないようですので、次に移ります。</p>
	<p>【報告事項6】</p>
<p>議長</p>	<p>報告事項6は「アユ資源に係る調査の状況について」です。</p> <p>平成30年度まで産卵親魚保護のために実施してきたアユ禁漁の委員会指示を、令和元年度から5年間休止しております。アユの禁漁に係る委員会指示の休止に伴う状況について、内水面水産研究所から説明をお願いします。</p>
<p>内水研 (本登所長)</p>	<p>《資料に基づき説明》</p> <p>内水面水産研究所の本登です。よろしく申し上げます。</p> <p>最初に令和4年度アユ遡上調査結果というところを御説明します。横長のグラフの白黒の資料になります。令和4年の遡上アユ1網当たりの採捕数の推移について、説明させていただきます。</p> <p>縦軸にCPUE、つまり1網当たりの平均採捕尾数、横軸に4月中旬から旬ごとに6月下旬までの期間を示し、その間の採捕状況を載せてあります。日向川から御説明いたします。日向川は、4月下旬から採れ始めて、昨年よりは多くなっていますが、平年よりは少ないという状況で、例年ですと、5月下旬にピークが来るのですが、ピークがいつであったのか分からないような状況になっています。それでも昨年よりは多い状況です。</p>

その下、鼠ヶ関川になります。鼠ヶ関川につきましては、4月下旬から、採捕が確認されまして、昨年よりも早い状況で、推移としては昨年や平年よりも多い状況で、5月下旬まで多く取れて、その後段々と少なくなってくる状況になっております。実際現場でも、昨年よりは多くの数がいるということを確認しております。このような状況で、庄内の他の河川、最上川以外の河川につきましては、昨年よりは多い状況になっております。

一方、最上川ですが、上の方のグラフが河口の調査になります。残念ながらあまり採れていない状況で、例年ですと5月中旬にピークが来ますが、今年は5月上旬にピークがあったぐらいで、あとは芳しくない状況です。

なお庄内橋の方も同じような状況で、最上川本流の遡上の状況は、よくなかったという状況になります。

それを踏まえ、カラーの方のグラフの方を見ていただきたいと思います。これは昨年度の最上川におけるアユ流下仔魚調査結果になります。グラフの方は、縦軸の方に推定流下仔魚数ということで、単位を1日あたりの万尾数で記載しております。横軸にふ化日・調査日と細かく書いております。それで、仔魚数は、赤い点で示したものでございます。それから禁漁が継続していた場合の期間については黄色い四角で示しております。

説明しますと、禁漁を10月4日から10日に継続した場合、その期間の産卵に由来する仔魚が流下すると想定されるのは10月15日から25日になります。実際には推定総流下仔魚数は10.4億尾となります。この間の禁漁が継続している場合に産卵に由来するという仔魚数の推定尾数が1.3億尾となり、おおよそ全体の12.7%と推測されます。推定総流下仔魚数が10.4億尾で、前年、令和2年度の9.9億尾並みでございました。流下開始時期が早く、ふ化日のピークが10月だったため、禁漁を継続した場合、ピークに由来する多くの流下仔魚を保護できなかったと考えられます。

矢印に示してある期間は、アユの生存に影響がある海水温の期間になります。令和3年度特有の状況ですが、海水温が22℃以上、10月中旬一杯まで、続いていた状況です。このため、この期間中に降りた仔魚については、ほぼ海域で生存しなかったと推測されます。禁漁期間は、この状況の期間で、10日ほどありましたので、この間は保護の効果がなかったと考えられます。気象変動による海水温の上昇が毎年続くような状況であれば、高水温期が終わった後の禁漁期の設定を検討する必要があるということが、昨年の状況から見ると、生じている状況です。

以上から、今年、天然遡上あゆが小さくて少ないというのは、ピーク時、最も多い時期の仔魚が資源として少なかったということと併せ、実は海水温が、例年ですと、10度より下がらなかったものが、昨年は5度まで下がる状況が起きております。海産物でいうとアワビがひっくり返っていると言われておりますが、そうした影響もございまして、今年は全く昨年以上に、天然遡

	<p>上あゆ少なくかつ小さかった状況が生じているものと、我々の方では推定しています。</p>
議長	<p>ただいま内水面水産研究所から説明がありましたことについて、御意見、御質問等ありませんか。なかなか厳しい状況であります、いかがでしょうか。</p>
内水連 (桂参事)	<p>今、御説明あったように令和5年までが、禁漁をやめましょうという話で、今回内水研の方で、その調査をしているところですけども、令和5年の後どうするのか、我々連合会の方でも今度話し合わなければならないので、いろいろデータを提供していただきたいと思っていますところ。</p> <p>それで、一つは、これはあくまでも令和3年の調査結果ということで、過去にいろんなデータがあると思うのですが、まずは産卵のピークが、本当に前倒しになっているか、令和3年だけなのか、あるいは過去5年ぐらい、禁漁をやめた時から前倒しになっているのかを、もしわかれば、教えていただきたいということです。</p> <p>それから、この海水温22℃以上というのは、毎年こういうのが続くのかどうかがよくわからないことなのですけども、海水温22℃が終わるのが大体10月の中旬だとすると、この一歩手前の、10月5日ぐらいのところの山で禁漁してやれば、これは海に行っても生き残りが多くなるのだろうと推測できると思います。我々が連合会や、組合員の皆様に、これだったら禁漁の効果があるけれども、この場合は効果が無いという目安をいただければ、連合会の中で話し合うのに非常に役立つと思います。その上で、禁漁をさらに5年、継続して中止するのか、それとも禁漁を復活させるのかを検討していきたいと思っています。</p> <p>いずれにしろ、このままだと、今年も不漁で、いずれアユがいなくなってしまうと受け止めています。</p> <p>一方で、富山県の参事にお話を聞いたら、富山県の中でも、一部の川はかなりいいそうです。なぜそういうことが起こるのか、あとは駄目なのにそこだけがいいとかというのは、よくわからないのですけども、もし内水研の方で、他県の状況でいいところがあれば、なぜそこがよかったのかというのは、おそらく内水研の中でいろんな議論がされていると思うので、そういう情報も提供していただければと思います。</p>
議長	<p>こういう調査結果を積み重ねた情報が、有効活用されることを望んでいます。次に移ります。</p>
	<p>【報告事項7】</p>
議長	<p>報告事項7は「内水面の漁業調整について」です。水産振興課から説明をお願いします。</p>

《資料に基づき説明》

報告事項7 内水面の漁業調整についてですが、あゆのルアー釣りについてと、さくらます巻き網漁業について、2点御報告させていただきたいと思っております。

資料の46ページ、あゆのルアー釣りについて、県内でのあゆのルアー釣りの導入について報告いたします。

経緯としまして、山形県内では、あゆのルアー釣りは、内水連の申し合わせにより禁止とされておりました。一方で、初心者でも取り組みやすいあゆのルアー釣りを導入することが、新たな遊漁振興の切り口として期待されてきている面もあります。そこで、あゆのルアー釣りの導入を希望する漁協では、ルアー釣りができるようにすると考えております。

これまで通り、あゆのルアー釣りを禁止と考えている漁協は禁止のまま、導入を希望する漁協では導入できるようにすることとしました。それで、あゆのルアー釣りの導入を考えたときに、ルアー釣りの定義が、明確ではないという問題が出てきました。ルアーをおとりとして使用する場合も、友釣りに含まれるのではないかという解釈もありますし、友釣りで最初の1匹を釣るときに、ルアーを使う場合があるということも聞きました。

そこで、47ページ以降になりますが、各漁協へアンケートを行いまして、その上で、あゆのルアー釣りとは、ルアーを用いてあゆを釣る方法と本県では整理しまして、導入する漁協においては、行使規則・遊漁規則を変更し、あゆのルアー釣りを、規則で定めることとしました。この内容につきまして、先日、内水連の組合長会議でも報告させていただいたところです。

47ページ以降のカラーの資料が、令和4年3月に各漁協へアンケートしたものです。友釣りで最初の1匹を釣るときにルアーを使うという事例の有無、それから事例がある場合にどのように考えて取り扱っているか、また、あゆのルアー釣りの用語の整理をした時に支障がないかどうかなど、アンケートを行いました。なお、質問3、49ページで支障があると回答した漁協が3漁協ありますが、用語の整理に支障があるというよりも、あゆのルアー釣りの導入に対する支障の御意見でした。なお、あゆのルアー釣りの導入については、西置賜漁協、最上川第二漁協、丹生川漁協が導入を予定しております。

続けて、資料の51ページからですが、さくらます巻き網漁業について、漁協への指導状況について報告いたします。昨年のことになりますが、当委員会の五十嵐委員の方から、赤川漁協で行っているさくらます巻き網漁業の漁法についてお問い合わせいただいたところでした。それで、赤川漁協に聞き取りなどしまして、どのようなやり方で行っているか確認しましたところ、53ページに、漁業調整規則を載せておりますが、漁業調整規則第35条第2項第5号の、刺し網を移動しないよう敷設してさくらますをとることを目的と

	<p>する漁法の禁止、それから、第40条の、遡河魚類の通路を遮断して行う採捕の制限に抵触する恐れがありましたので、漁業調整規則に抵触することがないよう指導したところです。</p> <p>この53ページにも書いています通り、漁業調整規則では、水産動植物を根こそぎに採捕するなど、資源への影響が極めて大きい特定の漁具または漁法による採捕を禁止しております。赤川漁協へ聞き取りをした際に、いろいろ質問もありまして、54ページの図、それから55、56ページ、Q&Aという形ですけれども、どのようなやり方だと、規則に抵触するのか、どういうやり方だと問題ないのかということをもとめまして、漁協へ指導したところです。</p>
議長	<p>ただいま水産振興課から説明がありましたことについて、御意見、御質問等はありませんか。</p>
鈴木春男委員	<p>内水連では、何回か、試験的にあゆのルアー釣りを行ったとお聞きしましたが、どんな状況だったのか、教えていただけませんか。</p>
内水連 (桂参事)	<p>資料46ページのとおり、平成27年度から29年度、平成30年度から令和2年度、と2回に分けて、連合会ではなく県の補助事業として、あゆの新規漁場を作って、そこでルアー釣りをやってみようという実証事業が行われました。</p> <p>その時の結果については、連合会ではデータを持ち合わせていないのですが、西置賜漁協、最上川第二漁協で事業を実施しました。</p>
大場委員	<p>あゆを放流して、ルアーでかかるか、かからないかという実験というか実証をしました。</p> <p>ただ、かかりは悪かったです。だけど、若い人は普通の友釣りの道具を用意するとなると、何十万円もかかってしまうということでやらない。ルアー釣りなら、ほとんどあるものでできて、お金がかからないということから、ぜひやりたいという人も結構多かったです。これはやる価値があると考え、やってみましょう、となった訳です。</p>
内水連 (桂参事)	<p>西置賜漁協でも、参加者を募って、白川ダムの上流側に作った漁場でルアー釣り体験学習会をしましたが、あゆをルアーで釣るのはなかなか難しいそうです。そこでは、友釣りの方が、着実に釣れていたそうです。</p> <p>内水連にはいろいろお話とか、電話での問い合わせがありまして、1週間前にも丁寧な文書をいただいています。この方は、雑魚の共通遊漁証を買っている方ですけれども、今40歳ぐらいで、この年になって、あゆ釣りをやってみたくなったけども、高価な道具をそろえて、それから人に教えを受けながらやるのはどうもな、と。だから、もしルアー釣りができる場所があれば、教えていただけませんかという方でした。</p>

	<p>あと、今は全国的にあゆのルアー釣りのことを「あゆイング」というそう で、「あゆイング」についてのPR紙も出ているそうです。</p> <p>先ほどの方はそれを見て、山形でもできたらいいのにねということで、私 の方に文書をいただきました。</p>
議長	ほかに御意見等いかがでしょう。
五十嵐委員	私も友釣りしますので、一言言わせていただきたいと思います。あゆのル アー釣りは、禁止だったのですか。
内水連 (桂参事)	いや、禁止ではありません。資料46ページに記載のとおり、内水連の申し 合わせです。したがって、ルアー釣りはだめか、と聞かれたら、友釣りの漁 場ではできませんよ、と御案内をしてきたと思います。ずいぶん昔に、連合 会の全組合でこういう申し合わせをしたそうです。
五十嵐委員	<p>調子が良ければ、ルアーでもあゆは釣れます。友釣りより。というのは、 同じ石に、釣れたら次から次に差してくるのですよ。なので、いればいるだ け釣れます。</p> <p>メーカーさんには悪いのですが、あゆ用のルアーでは釣れません。それで 上手に釣る知り合いもたくさんいますけども、私は断念しました。そこで、 ブラックバスのルアー、あゆカラーのものも様々出ていますので、ブラック バスを釣るためのあゆ色のルアーを試してみたら、それなりに釣れるようにな りましたけれども、いかんせんあゆが少なく、同じ石にバンバン差してく るわけではないので、やっぱり今では友釣りの方が良いのかなと思います。</p> <p>友釣りにまで、引っ張ってこられるかは分からないですけど、あゆの釣 り人口を増やすのであれば、「あゆイング」というような名称を活用しなが ら、漁協で誘客すれば、少しでも内水面の漁業の振興になるのではないかな と考えます。ただし、昔からの友釣りの人たちと同じゾーンでやってしま うと、必ず喧嘩になりますから、どうしても釣り人って自分が釣ることを第1 優先に考えてしまって、その場で嫌な思いをお互いにするのも嫌だと思 うので、その辺は漁協主導の下に、友釣りの区間は、友釣り専用にして、ルアー される方にも、ちゃんと釣れる釣り場を選定してやっていけば、本当に若い 方が、あゆ釣りに目覚めてくれると私は感じますので、ぜひ頑張っていた きたいと思います。</p>
内水連 (桂参事)	あゆルアーより、あゆ色のバスルアーを使うというお話があり、事務局の 方に聞きたいのですが、漁具・漁法の中に竿は問わないけれども、ルアーに ついては、あゆルアーを使うとか、一切書いてないのですけども、そこはど ういう限定にしましたか。
事務局 (渡邊書記)	特に限定はしていません。ブラックバス用のルアーでもあゆ用のルアー でも、ルアーを使うものはルアー釣りとは今回は整理しました。

内水連 (桂参事)	ひょっとしたら、あゆるアーでないと駄目だと解釈している漁協もあるかもしれないので、そこは注意書きでもいいので、何でも構わないと、指示してくださった方がいいのかなと。
議長	これは、導入を希望する漁協の話なので、多様性があっていいと思います。自分のところは導入したくないというところは、導入しなければいいし、導入したいというところは、どういう場所ならば可能だとか、明確に整理することが、重要な点だと思いましたので、各漁協で、きちんと決めていただくことが重要と思った次第であります。
議長	ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 ないようでしたら、次に移ります。
	【報告事項8】
議長	報告事項8「その他」です。水産振興課から説明をお願いします。
水産振興課 (渡邊主査)	《資料に基づき説明》 資料57、58、59ページですが、今年度に入ってから、一般の県民の方から内水面に関する事で御意見をいただいた事案がございました。河川工事に関わる立ち合い料について、内水面漁業管理について、遊漁券についての御意見であり、これに対して、県から回答をしております。 御意見と県の回答は、県のホームページに掲載しておりますので、今日は、簡単に御報告ということで、資料を配らせていただきました。
水産振興課 (工藤主査)	《資料に基づき説明》 県内におけるコイヘルペスウイルス病の発生状況について御報告させていただきます。 資料「コイヘルペスウイルス病に注意」をご覧ください。 今年度の発生状況を、7月8日現在で掲載しております。5月から7月にかけて、3件、天童市、鶴岡市、白鷹町での個人池で発生しております。7月に発生したものは、つい先日ということで、現在処分要請中で、処分はこれからになると聞いております。 昨年度は本県ではKHV発生件数が0件だったのですがけれども、今年度に入って既に3件出てきたということで、状況を注視しているところです。 全国的に見ても昨年度より多い傾向と聞いておりまして、全国では、7月11日までに、本県の3件を合わせて7件発生が確認されております。
議長	ただいま水産振興課から説明がありましたことについて、御意見、御質問等はありませんか。
	(質疑なし)
議長	ないようですので、次に移ります。

9 議事

【第1号議案】

議長

それでは、議事に入ります。

第1号議案「第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可について（諮問）」を議題に供します。これは西置賜漁協に係るものです。

本議案について、事務局から説明をお願いします。

事務局

（伊澤書記）

《資料に基づき説明》

資料61 ページをご覧ください。

西置賜漁協から遊漁規則の変更認可の申請があり、この内容が漁業法第170条第5項を満たしているか、当委員会の意見をお聴きしたいとする諮問が知事からございました。

資料63 ページをご覧ください。漁業法の遊漁規則に係る部分を抜粋したものととなります。

漁業法第170条第3項の規定により、遊漁規則を変更するにあたっては、知事の認可が必要となっております。

また、同条第4項においては、認可申請があったときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならないものとされており、このたび知事から諮問は、この規定に基づくものととなります。

漁業法第170条第5項の規定では、遊漁を不当に制限するものではないこと、また遊漁料の額が、当該遊漁権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用額に比して妥当なものであること、の2点を満たすときは、知事は遊漁規則の変更を認可しなければならないこととされており、当委員会としても、この規定に基づいて適否を判断することとなります。

なお、不当に制限するとは、水産庁の運用通知によれば、遊漁者の遊漁について、漁業権者である各漁協が一方的に制限を加えるようなものを指しております。

また、漁業者・遊漁者双方に制限を加えるものであっても、組合員の漁業に対する生活依存度等を考慮した必要最小限度のものでなければならないものとされているところです。

では続きまして、資料64 ページをご覧ください。遊漁規則に関する資料となっております。

一番下のフロー図をご覧ください。

漁協の総代会での議決を経た変更認可申請書は県に提出されており、本日の内水面漁場管理委員会で審議を行い、この結果を知事に答申しますが、委員会からの答申で、遊漁を不当に制限するものではないと認められれば、漁協に対して変更認可を行う流れとなっております。

以上が手続き的などころの御説明になりますけれども、続きまして、中身の御説明に移りたいと思います。

資料65 ページをご覧ください。

西置賜漁協からの変更認可申請の概要となります。

申請内容の1点目は、あゆ漁に係る漁具・漁法について、ルアー釣りとはフライ釣りを追加するものとなっております。改正理由としては、あゆ釣りを

	<p>始めるにあたっての金銭面でのハードルを下げ、あゆ釣りの愛好家の拡大を目的とするものとなっております。</p> <p>変更内容の2点目ですが、あゆ漁の遊漁料に係る漁具・漁法について、ルアー釣りとフライ釣りを追加するものとなっております。こちらは、1点目の漁具・漁法の追加に関して、遊漁料の面に対応するものとなっております。</p> <p>3点目は、遊漁料を規定額の半額とする対象について、女性を追加するものとなっております。こちらは、遊漁者の増加を目的として、このように変更したいという申請があったものです。</p> <p>4点目は、さくらますの遊漁期間を変更するものとなっております。資料65 ページの表に記載の通り、3月1日から8月31日までとしているところですが、4月1日から8月31日までとして、一月スタートを遅らせる内容となっております。3月はさくらますがほとんどいないのが実態でありますけれども、4月1日解禁のいわな・やまめが誤って釣られることを防止するため、さくらますの解禁日をいわな・やまめと同日の4月1日へと変更することになっております。</p> <p>なお、昨年9月には、県南漁協からも同様の申請があったところです。</p> <p>以上4点の変更申請ですが、その施行の期日は、いずれも認可の日からとなっております。</p> <p>なお、今回の申請内容のうち、4点目のさくらますの遊漁期間の短縮は、漁業者の負担を伴うことも考えられますので、西置賜漁協において、遊漁者への事前周知を行っております。漁協のホームページに6月23日から本日まで掲載しているほか、組合前の掲示板等で周知に努めていましたが、漁協に確認したところ、本日現在、遊漁者からの意見は特になかったということです。</p> <p>資料68 ページから78 ページに、西置賜漁協からの認可申請書を添付しております。</p> <p>第1号議案の説明は以上となります。</p> <p>御審議いただきまして、御異議なければ、資料67ページの通り知事あての答申を行いますので、どうぞよろしく申し上げます。</p>
議長	ただいま事務局から説明がありましたことについて、御質問、御意見等いかがでしょうか。
五十嵐委員	積極的に愛好者を増やそうとするのは、良い姿勢だと思います。
議長	<p>他にはございませんでしょうか。</p> <p>それでは、採決に入っていきたいと思います。</p> <p>第1号議案について資料67 ページの案の通り、答申することとしてよろしいですか。</p>
委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認め、答申案のとおり答申することとします。なお、答申文の字句の修正等については、私に御一任願います。次に移ります。

	【第2号議案】
議長	<p>第2号議案も「第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可について」であり、これは最上川第二漁協に係るものです。</p> <p>最上川第二漁協は、大場委員が利害関係人に当たることとなります。よって、山形県内水面漁場管理委員会規程第10条の規定により、議事に参与できないため、大場委員には一時退席をお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。</p>
	(大場委員 一時退席)
議長	<p>ただいま退席いただきました。</p> <p>本議案について、事務局から御説明をお願いします。</p>
事務局 (伊澤書記)	<p>資料79ページをご覧ください。</p> <p>最上川第二漁協からの遊漁規則の変更認可の申請がございまして、これについて知事から諮問がありました。</p> <p>資料81ページをお開きください。申請内容の概要が記載されております。変更内容について説明をさせていただきます。</p> <p>申請事項の1点目です。寒河江市三泉地内の寒河江川橋から上流慈恩寺橋までの寒河江川における、網漁具の使用禁止期間について、現在は7月1日から10月1日まで使用禁止であるものを、一月短縮して、禁止期間を9月1日までとするものになっております。この理由は、当該区域・期間においては、竿釣りをする遊漁者は皆無となって一方で、網漁具を使用したいとする遊漁者からの要望に応えるものとなっております。</p> <p>変更申請の2点目は、あゆ漁の漁具・漁法につきまして、ルアー釣りを追加するとともに、このルアー釣りができる区域につきまして、寒河江市三泉地内の寒河江川橋上流端から下流溝延橋の上流端までとするものになっております。この改正理由としては、遊漁者からの要望を受けて、若い方でも気軽にあゆ釣りができるような環境を整えて、遊漁者の拡大を目指したい、ということです。</p> <p>3点目は、あゆ漁の遊漁料に係る漁具・漁法について、ルアー釣りを追加するものとなっております。先ほど御説明しました、あゆ漁の漁具・漁法にルアー釣りを追加することに関して、遊漁料の面で対応するものとなっております。</p> <p>施行期日につきましては、いずれの変更事項につきましても、認可の日からとなっております。</p> <p>なお資料85ページから94ページにかけまして、最上川第二漁協からの変更認可申請書を添付しております。</p> <p>第2号議案についての説明は以上です。御審議いただきまして、御異議なければ、資料84ページの通り、知事への答申を行いますので、どうぞよろし</p>

	くお願いいたします。
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたことについて、御意見、御質問等はありませんか。</p> <p>一部区間についてルアー釣りを認める、という件について、先程のお話とかかわる部分もあると思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員	(異議なしの声)
議長	<p>では採決に入っていきたいと思います。</p> <p>第2号議案について資料84ページの案の通り、答申することとしてよろしいですか。</p>
委員	(異議なしの声)
議長	<p>異議なしと認め、答申案の通り答申することとします。</p> <p>なお、答申文の字句の修正等については、私に御一任願います。</p>
	(大場委員 席に戻る)
議長	次に移ります。
	【第3号議案】
議長	<p>第3号議案も「第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可について」です。</p> <p>これは小国町漁協に係るものです。</p> <p>本議案について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (伊澤書記)	<p>資料95ページをご覧ください。</p> <p>小国町漁協からの遊漁規則の変更認可申請について、知事より諮問があったところです。</p> <p>資料97ページをお開きください。変更内容の概要について御説明をさせていただきます。</p> <p>内容につきましては、遊漁料を無料とする対象者を、従来の幼児だけから、中学生以下の方及び肢体不自由の方に拡大するものとなっております。改正の理由につきましては、遊漁料を無料とする対象者を拡大することによって、より多くの方が釣りを楽しむことができるように措置するためとなっております。</p> <p>施行期日は、知事の認可があった日からとなっております。</p> <p>資料99ページから107ページにかけまして、小国町漁協からの変更認可申請書を添付しております。</p> <p>第3号議案の説明は以上です。御審議いただきまして、御異議なければ、資料98ページの通り知事へ答申をします。どうぞよろしくお願い致します。</p>
議長	小国町漁協でも、釣り愛好家を増やそうという努力が見えてきて、非常に頼もしい限りです。

	<p>ただいま事務局から説明のありましたことについて、御意見、御質問等はありませんか。</p>
島軒会長代理	<p>いいことだと思います。若い方に無料で釣りを楽しんでもらえる。いずれは、組合員になってもらえるように。大変すばらしいことだと思います。</p>
会長	<p>私もそう思っています。小さいときから慣れ親しんでもらうというのは、そういう意味で、積極的に若い人たちに慣れ親しんでもらうという取組みを進められているというのは重要だと思います。</p>
議長	<p>他に質問等ないようですので、採決に入ります。 第3号議案について、資料98ページの案の通り答申することとしてよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認め、答申案の通り答申することといたします。なお、答申文の字句の修正等については、私に御一任願います。 次に移ります。</p>
10 その他	
議長	<p>次第「5 その他」ですが、委員の皆様からは、何かございますか。</p>
	<p>(特になし)</p>
議長	<p>それでは事務局や県から何かありませんか。</p>
	<p>(特になし)</p>
議長	<p>ないようでしたら、これで本日の議長を辞させていただきます。議事進行に当たり、皆様からのご協力いただき誠にありがとうございました。</p>
11 閉会	
事務局次長	<p>國方会長ありがとうございました。 次回の委員会開催について申し上げます。次回は9月中旬で調整をさせていただきたいと思っております。 以上をもちまして、第331回山形県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。皆様大変お疲れさまでした。</p>